

資料

【放課後児童支援員認定資格研修受講資格】

受講要件(左の数字は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号の番号)	
一	保育士の資格を有するもの
二	社会福祉士の資格を有するもの
三	高等学校卒業者等※1であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
四	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
五	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者
六	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
七	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者
九	高等学校卒業者等※1であり、かつ、2年以上(かつ総勤務時間が2,000時間程度)放課後児童健全育成事業に類似する事業※2に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者
十	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者

※1 「高等学校卒業者等」…学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者

※2 「放課後児童健全育成事業に類似する事業」…放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者(学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とならない。また、単なる見守りなどの経験は含まれない。)をいう。